

輸出事業者の皆さんへ

税制優遇措置が適用されます。

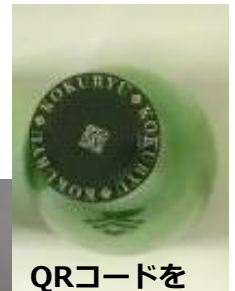
輸出事業計画に従って機械・装置、建物等の取得または建築をした場合、これらの資産について、**最大5年間の割増償却**ができます。(機械・装置30%、建物・附属設備、構築物35%)

【対象設備のイメージ】

輸出事業に必要な機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物（増設・改修等を含む）



→海外需要に対応するための
トレイ詰め機の整備（増設）



QRコードを
レーザー印字
した王冠

→トレーサビリティシステムの
導入（新設）



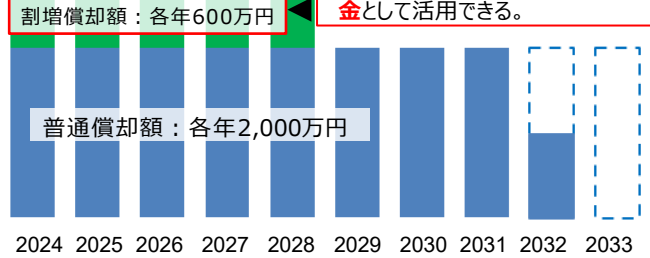
→バンニング時の機密性を確保し、コールドチェーンを
確保するためのドックシェルターの整備（改修）

税制優遇措置を利用するには**輸出事業計画の作成・認定が必要**です。
まずは最寄りの地方農政局等にご相談ください。

特例の適用イメージ

2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税の負担が軽減。

5年間の法人税の負担軽減分696万円を輸出拡大の活動資金として活用できる。



※1 普通償却額 (2,000万円) × 割増償却率 (30%) = 600万円
 ※2 割増償却額 (600万円) × 法人税率 (23.2%) ≈ 139万円

特例の要件

① 導入した機械・装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

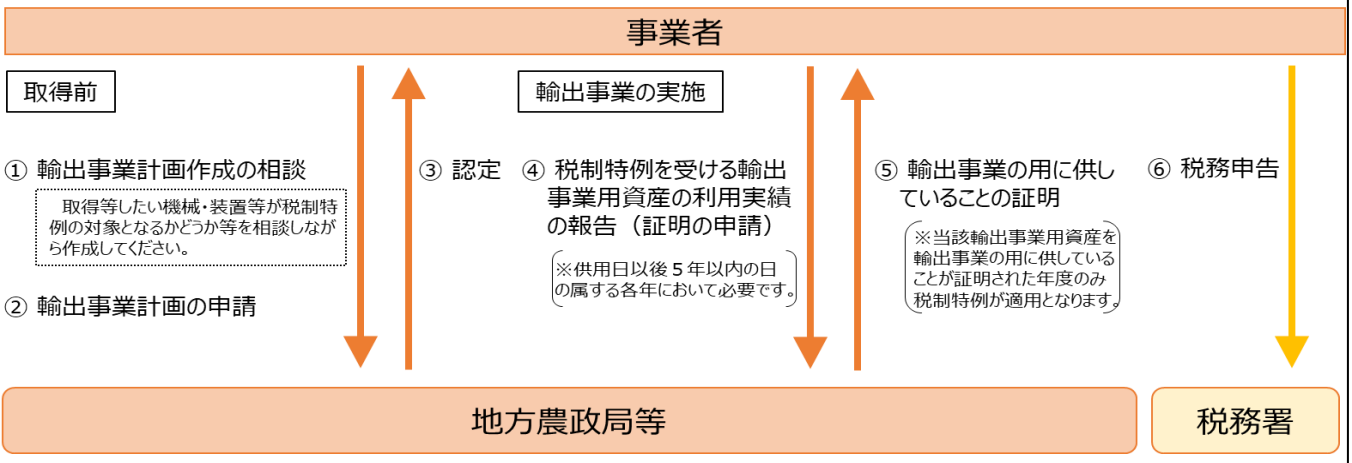
② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと

③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと

④ 開発研究用資産ではないこと

※②、③以外の補助事業とは併用可能です

手続きのフロー図



お問合せ・ご相談先

	担当部署	お問い合わせ先
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8810
東北農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	022-221-6402
関東農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	048-740-5290
北陸農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	076-232-4233
東海農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	052-223-4619
近畿農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	075-414-9101
中国四国農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	086-230-4258
九州農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	096-300-6374
沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673